

会 議 録

会 議 名	令和4年度第1回山形市動物愛護推進協議会
開催日時	令和5年2月20日(月) 14時00分～15時45分
開催場所	山形市動物愛護センター 多目的ルーム
出席者	協議会委員 7名(別紙資料参照) 【事務局】 伊藤健康医療部長、山川センター長、矢矧主査、小木曾主任 笹原主任獣医師、阿部獣医師
傍聴者の数	0人
議 事	・動物愛護ボランティアについて
資 料	別添資料参照

1 開会

2 健康医療部長あいさつ

3 報告事項

(1) わんにゃんポートにおける事業の実績について

矢矧主査が資料1に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

狂犬病予防注射について、3年間集合注射を中止しており、令和5年度も山形地区は集合注射を中止することになった。動物病院の方には市民の声は届いていないが、どうして中止したのかや復活してほしいといったクレームがセンターに来ていれば教えてほしい。

事務局

令和2年度から集合注射を中止しているが、これに対して全くないわけではないが、多数のクレームがあったということはない。ただ、動物病院の方が逆に混んでしまうというような意見はあった。

委員

先ほど、お話ししたように来年度も集合注射はしないことになった。昨年来のコロナによる制限は解除され、コロナでイベントを中止するということができなくなる。今後、コロナで中止するとは言えないが、市内の開業獣医師の間では集合注射は時代遅れだと話になっている。集合注射はトラブルが多く、メリットよりもデメリットの方が大きいのではないかとということで、引き続き集合注射をしない方向で進めていきたいと思っている。ただ、集合注射を中止したことで、接種率が極端に

低下したとか、無いとは思いますが日本で狂犬病が発生した場合には速やかに集合注射を再開すべきだとは思っている。ただ、一つの場所に200頭も300頭も集まって一気に注射をすることは時代にそぐわないと思っている。センターに飼い主さんから意見等があった場合にはそのように説明してもらえればと思う。

事務局

令和5年度については準備段階においてコロナの状況が不透明だったことやこれまで大きな苦情がなかったことを鑑み、昨年度と同様、集合注射は中止したいと考えていた。令和6年度以降の集合注射については令和5年度中に関係機関の方々からお集まりいただき、今後の方向性を他自治体の状況を踏まえながら検討していきたいと考えている。

委員

周辺の自治体は山形市の動向を見ているような感じが見受けられた。その辺の調整は大変だと思うがよろしく願います。

委員

狂犬病予防注射について、接種率が87.6%になっている。すべての犬が狂犬病予防注射をすることになっているが、未接種の飼い主に督促はしているか。

事務局

登録がある犬について、狂犬病予防注射がなされていない場合は督促を行っている。

委員

督促をしていることは了解した。そうすると督促した結果、令和元年度や令和2年度の接種率は100%となっているのか。

事務局

督促を行った結果、令和3年度の接種率が87.6%だったということである。

委員

督促を行った結果、接種率が87.6%とのことだが、接種していない犬の飼い主をそのままにしておくのか。それとも徹底して接種させるのか。その辺について、センターとしてはどのように考えているのか。接種している人としていない人で公平性がないが、未接種の飼い主にどのように指導するのか。接種率が100%となるような指導をしていくのか。

事務局

犬の登録システムには犬が亡くなったにもかかわらずデータが残っている場合

も含まれているので、ハガキで狂犬病予防注射の通知をした際に亡くなったとの連絡をもらうこともある。基本的には6月末までに狂犬病予防注射を接種してもらうとのスタンスである。

委員

督促を行っても接種率が100%にならなかったということなので徹底しても接種しない飼い主もいる。未接種の飼い主にどのように指導するのか。これまでも接種率が90%とかだと思うが、毎年同じ犬が接種していないかもしれない。接種している人としていない人で公平性がない。今後、接種していない人にどのように指導していくのか。12.4%の犬が接種していないことは大きいと思う。

事務局

全国的には接種率87.6%でも高水準の接種率となっている。

委員

高水準かどうかとの問題ではない。狂犬病予防接種は100%になるように指導していくことが山形市の義務だと思う。一生懸命やっても80%でしたというときに残りの飼い主をどうするのか。

事務局

ハガキを送付した際など接種するよう啓発していきたいと考えている。

委員

山形県は全国で接種率は何番目なのか。

事務局

把握している範囲では、おそらく長野県に次いで2番目だと思う。

委員

山形県は相当がんばっている地域だと自分は思っている。

委員

接種率が高いとか低いとかの問題ではない。接種率を高めるにはどのような指導をしていくのが重要である。

委員

まず接種率というのは登録頭数に対する接種した頭数である。実際に飼われている犬に対する接種率ではない。実は登録していない犬もいて、それも問題である。先ほどから話になっているように山形県の接種率は高いほうで、まずは6月末まで予防接種をすること、その後、接種していない場合は10月に督促ハガキを送付す

るということになっている。また、集合注射を中止すると決めた段階でハガキをもう一度出すかといった話を昨年度は頂戴している。なので、努力していないわけではないということをお話しておきたいと思う。あとは狂犬病予防法において登録していない人や注射をしていない人に対して罰則規定はあるが、なかなかそれを適用するのは難しい。多頭飼育ということで何十頭も飼っている場合であれば適用になることもあるが、各家庭で1頭しか飼っていないのに個別に回って指導するというのは個人情報の関係からも難しくなっている。以前は集合注射が終わった後に訪宅といって獣医師に名簿が渡され、自宅まで行って予防注射を行っていた。そこに関しては個人情報の関係で獣医師が名簿をもらえなくなった。また、保健所がその業務を実施するとなると業務過多だと思う。なかなかそこまでの徹底は難しいと感じている。ただ、接種率が100%に近づくように少しでも努力することは必要である。獣医師の方でも登録してなければ登録してくださいとか注射をしてなければ注射してくださいとかの話は必ずするようにしている。あとは疾病猶予と言って今年度の注射が打てないといったケースもある。決して努力していないわけではないのでその辺はご理解いただきたい。

事務局

センターとしても飼い主と接触する機会やハガキなどを通じて、狂犬病予防接種について啓発し少しでも接種率が向上するよう努力していきたいと考えている。

会長

私も長年狂犬病予防業務に携わってきた。狂犬病予防法において注射をすることは義務であり罰則もある。法律だけでいけば注射をしていない飼い主は法律違反ということになるが、一人一人起訴していくということにはできない。なかなか接種率を100%にすることは難しいところではあるが、機会を捉えながら啓発してもらいたい。参考として厚生労働省の接種率の統計によると長野県が1位で90%ちょいで、山形県が2位で90%に少し足りない状況である。それより5年間遡るとずっと山形県が1位で2位が長野県だった。蛇足的な話だが、前回の参議院選挙の投票率をみると1位が山形県で2位が長野県との結果であった。非常に勤勉でまじめな県民なのかなと思う。そのため、接種率も高くなっている。システムに登録はなっているが死んでしまっている犬も含まれているので、今後はシステム台帳のデータ整理もお願いしたい。狂犬病予防法は法律が出来てから70年経つが法律の根本的な部分はまったく変わっていない。狂犬病が発生していない国はまだ少ない。日本は島国なので水際対策によって狂犬病が発生していない。その他のアフリカ大陸やアジア大陸、アメリカ大陸では狂犬病が発生しており、まだまだ人が死んでいるといった状況である。疫学的には70~75%の犬に免疫があれば狂犬病が入っても爆発的な流行はないとされていることからその割合くらいが目標に定められている。やはり委員のおっしゃるとおり趣旨に則ってできるだけ注射を打ってもらえるようにしてもらいたい。督促ハガキについて説明するが、法律にあるように飼い主は4月~6月末までに注射を打たせなければならないとなっているが、令和

2年度～4年度に関してはコロナ感染症予防のため12月まで猶予するといった改正があった。令和5年度についてはその改正がないので、4月～6月末までに注射をしなければ狂犬病予防法に反することになるので、その後の対応として各自治体で飼い主をお願いしていかなくてはならない。合わせて、それを取りまとめている県の保健所や自治体と一緒に業務を行っている県獣医師会も努力をしていくので今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

一つ確認したいのだが、先ほどの説明の中で今年度は猫の収容が多くなっており、1月末でも40頭を収容中とのことであったが、収容した猫の年齢の内訳は把握しているか。

事務局

令和4年度については1月末までに178頭収容しており、そのうちの58頭が幼齢の猫である。離乳前の猫が3分の1ほどということになる。成猫の年齢構成までは把握していない。

会長

離乳前の猫が58頭で、その他は離乳後ということはわかった。現在収容している猫の年齢構成はわかっているのか。

事務局

現在収容中の猫はすべて離乳後の猫になっている。成猫に比べ子猫のほうが譲渡が進むので成猫だけが残っている状況である。

(2) 犬のふん害対策（イエローチョーク作戦）について

笹原主任獣医師が資料2に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

委員長会議の中である委員長からイエローチョーク作戦を実施したが、報告がないのかとの問い合わせがあったので、今回の資料などでも各町内会長に出していただければよいと思う。もしくは5月の委員長会議の際に、出席して報告してもらってもよいと思う。

事務局

ぜひそのような形で報告したいと思う。

委員

よくあるのがコミュニケーションを図るために犬の散歩をしていて、別の飼い主としゃべっているうちに犬がフンをしてしまい気づかないで行ってしまう場合がある。しゃべった後は必ずフンをチェックするようなキャッチフレーズ的なものを

作成してはどうか。普段、目にするのがこっちは見えているが飼い主さんが気づかずに行ってしまうようになることがある。私は仕事柄、「フンしてますよ。」と言えるが、関係ない人は言えない可能性もある。ちょっとした心がけが重要になるような気がするのでキャッチフレーズが役に立てばと思ったところである。

委員

フンだけでなく、毎朝7・8頭の犬を連れて散歩する飼い主がいるが大量のおしっこをしていく。以前、環境課からもらったポスターを貼ってはいる。委員からあったようにしゃべっていてフンに気づかない飼い主や人の庭を荒らしていても気づかない飼い主もいる。もう少し飼い主のマナーについて啓発してもらいたい。イエローチョークについて、おしっこにも使えるのかフンだけなのか。人の敷地内にある電信柱におしっこをしていくがそれも構わず行ってしまう飼い主がいる。飼い主のマナー向上を図ってもらいたい。

委員

東京都にいる息子の話だが、散歩時には必ずオムツをさせて散歩する。

委員

そこまではなかなか難しいと思うので水の入ったペットボトルだけでも持ち歩いてもらいたい。

委員

散歩する際におしっこやフンをするのであればオムツをしなければならないと思う。おしっこを止めることもできない。

委員

犬の訓練士に聞いた話だが、家でフンとおしっこをさせることはできるとのことだったので、そうできれば毎日誰かのおうちの前におしっこで水たまりを作らなくても済むと思う。

委員

犬を散歩させる際、水を持って歩かない飼い主もいるのか。

委員

水を持っている人もいるが犬のおしっこにかけているかはわからない。

委員

犬のおしっこにかけるためのシャワーが出るようなグッズも売っている。

委員

普通はそういうものを持って散歩させると思うが、そのままにしていける人もいるのか。

委員

そのままにしていける人もいる。遊学館の植え込みの中にフンをする犬がいるのでその時には飼い主に言うようにしている。

委員

家で済ませても散歩中におしっこをしてしまう犬もいると思う。

委員

飼い主にはマナーを守ってほしい。

委員

人間であれば家で済ませば耐えられるが、犬の場合、30、40分散歩すると電信柱におしっこをしてしまう。なので息子が住んでいる府中市ではオムツをして散歩させている。家で済ませたからといって散歩中におしっこをしない犬はいないと思う。

委員

尿の量の問題だと思う。事前にさせると尿の量自体が減るので尿で水たまりになることがなく、ペットボトルの水を使えば浸み込んでいくと思う。その辺はマナーの問題としつけの問題だと思う。ただ、オムツをして散歩をすることに関しては病気のことや散歩は健康チェックでもあるので推奨はできない。東京では住宅が密集しているなどもあると思う。

委員

何か良い方法があれば教えてほしい。

事務局

様々なご意見ありがとうございます。やはり散歩をする場合には水を持参していただくことと合わせて散歩の前には排尿、排便を済ませてから散歩をするといったことも機会を捉えながら普及啓発に努めていきたいと思う。少しずつではあるがそのようなことが認知されてきているので市内全域に広まればと考えている。

委員

町内会宛てに例えば散歩の際の注意事項の文書を得れば閲覧することもできる。

事務局

市内全域で一斉に閲覧できるかはわからないが委員からもあったようにそのよ

うな方法も検討しながら普及啓発に努めていきたいと思う。その際にはご協力をお願いする。

会長

イエローチョーク作戦は犬のフンに対する取り組みだが、20～30年前はいたるところにフンが落ちていて苦労した。そのときはフンを入れるための袋を配り散歩時に持参するようPRをした覚えがある。まだフンの問題は残っているが、今後はおしっこに関するマナーについて対応していくことになると思う。散歩の前におしっこをしていけば量は少なくなるかもしれない。ただ犬の本能もあるのでしてしまうかもしれないが、した場合には水をかけるといったマナーの普及啓発に取り組んでもらえればと思う。

4 協議事項

(1) 動物愛護ボランティアについて

矢矧主査が資料3に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

令和5年度から動物愛護ボランティアについて市役所職員とその家族で実施するということか。

事務局

こちらについては既に庁内で調整を進めている。春生まれの子猫について、市役所職員で担っていただける人がいれば動物愛護ボランティアをやってもらおう予定である。その後、早ければ秋生まれの子猫から一般の方にボランティアを担ってもらおうことを想定している。ただ、こちらについては課題の状況等にもよるので前後することはあるが、早くても秋生まれの子猫からボランティアを募集したいと考えている。

会長

先ほどの説明だと市役所職員で動物愛護ボランティアをやってくれそうな人に当たりがついているということか。

事務局

具体的に当たりがついているということではない。職員に対してこのようなボランティアを募集することについて人事部門と話を進めているということである。個々にどなたがボランティアになってくれるかは未定である。今回、協議会から意見を聞いた上で職員から募集するかを決めたいと考えている。そのため、本日の協議会後に職員に対する募集をかけたいと考えている。

会長

これまでの経験も様々だと思うが、だいたいどれくらいの方からの申し込みを想定しているのか。

事務局

具体的にどのくらいの応募があるかは募集してみないとわからないところである。先ほどの話にもあったが経験も様々なので子猫を預けられないというケースもあるかもしれない。1組でも2組でも協力してもらい課題の洗い出しをしたいと考えている。

委員

離乳前ということは飼い主のいない猫になるのか。

事務局

子猫が生まれた後に親猫が育児放棄し、子猫だけが取り残された場合に收容することがあるので基本的に飼い主のいない猫ということになる。

委員

要件のところでもミルクボランティアの場合、終日世話ができることとあるが意外とハードルが高いのではないかと思う。

事務局

センターとしても一人の方が終日世話することはハードルが高いと感じている。実際、職員から募集する際には家族も含めて、なるべく終日世話できる方とすることを検討している。要件の文言についてはこのままの表現でよいか検討が必要である。

委員

家族も含む形に文言を変えたほうがよいと思う。

委員

先ほど令和3年度の実績として猫の不妊去勢手術費補助金交付事業で369頭の手術をしたとのことであったが、飼い主のいない猫の頭数を把握すべきではないか。飼い主のいない猫が何頭いて、そのうちの何頭が手術できたのか。野良猫対策とは子猫が増えないようにどうやっていくかだと思う。飼い主のいない猫は何頭くらいいるのか。

事務局

具体的にどの地区に何頭野良猫がいるかは把握できていない。不妊去勢手術については町内会として取り組んでいるところもある。そのような場合には町内にどの

程度の猫がいるのかを最初に把握することになる。そのようにして進めてもらっている。実際に町内会で把握した猫について、すべての猫の手術ができればそこでは子猫が生まれなくなる。そのような取り組みを市全体に広げていきたいと考えている。ただ現状として具体的な頭数は把握できていない。

委員

飼い主のいない猫が何匹いるか全町内会に調査依頼すればだいたいの数字は出てくると思う。そこが出发点だと思う。

委員

委員の町内会には飼い主のいない猫が何頭いるのか。

委員

私の町内会には3頭いる。

委員

3頭であれば子猫は生まれないかもしれない。

事務局

委員の意見はおっしゃるとおりだと思う。ただ、猫の場合、出産の際、1回に5・6匹子猫を産み、それが年に3回程度ある。また、猫の活動範囲は半径100m程度と言われており、町内会の範囲をまたいだりするので正確な把握は困難であると感じている。

会長

見かける猫について委員の町内会では3頭と把握しているということだと思う。やはりブロックごとに数頭猫がいてもおかしくはない。猫には縄張りがあり他の猫が入ってこないようにしているので見かけるのが3頭程度なのかと思う。経験上、そのくらいの頭数であればそれほど問題になることはない。しかし、見えないところにたくさん猫が集まってきていることもあり、周囲に迷惑をかけてしまうことがある。なかなか全頭数を把握することは難しいが、問題が起きた際には町内会からの情報でどの程度猫がいるのかわかってくる。縄張りによっては隣の町内会と行き来することもあるので数が多くなったりすることもある。そのようなこともあるので全頭把握することは難しいところがある。

委員

猫の問題もあるがカラスも問題である。いろんな問題と共に町内会で対策していく必要である。犬の場合は名札をつけるが、猫の場合は放し飼いにしている人もいる。猫の場合はまだまだ適正な飼育がされていない感じがする。

会長

委員のおっしゃるとおり猫の対策については個人的にではなく地域で取り組んでもらう必要がある。地域の問題として取り組んでもらわないとなかなか解決していかない。猫に関しては少しずつ対策が進んできた段階であり、今後ご協力いただきながら進めていければよいと思う。

動物愛護ボランティアについても良い形で進めてもらいたい。離乳前の子猫は死んでおかしくない。母猫が育てても死んでしまうのに人間が2・3時間おきにミルクを与えるということはとても大変なことである。それでも死んでしまう子猫はいる。これに関わる人は死んでしまうととても落ち込んでしまうと思う。その辺のケアも必要になる。責任の重いボランティアをお願いすることになるので人のケアもしてもらいながら事業を進めてもらえればと思う。

5 意見交換

(1) 飼い主のいない猫対策について

矢矧主査が「飼い主のいない猫対策」について説明。以下、質疑応答。

委員

飼い主のいない猫を手術した場合、補助金を交付しているが全額補助なのか。それとも町内会での負担も出てくるのか。

事務局

動物病院は自由診療なので手術費用が異なるのが実情である。補助金については不妊手術については上限1万円、去勢手術については上限5千円としているので上限を超える部分については自己負担してもらうことになる。その自己負担分について町内会で負担するか個人で負担するかはケースバイケースである。

委員

中身は理解したが私の町内会では負担できない。

委員

不妊手術の補助金の上限が1万円ということだが、実際の手術費用はどのくらいかかるのか。手術費用は動物病院によってそれぞれ違うということか。

事務局

そのとおりである。

委員

動物病院は自由診療のため費用は病院によって異なる。

委員

手術費用が一方では1万円でもう一方では5万円となった場合、上限を超えた部分を町内会では負担できない。市内の動物病院の手術費を一覧で出してもらえれば町内会として一番安いところをお願いできるかもしれない。手術費用がわからないのに上限額が1万円ではダメだと思う。町内会の負担がわからないと町内会としては受け入れられない。

委員

みしま町内会で地域猫活動を行ったときは全額自費であった。なぜ、猫の不妊去勢手術が必要だったかという町内が困っていたからである。町内会で困っていなければ不妊去勢手術はしなかったと思う。私が民生委員になったとき、猫を何とかしてくれとの相談があった。そういう相談がたくさんあったので村山保健所や市環境課に相談した。その中でできたことは地域猫活動であり勉強しながらここまでできたところである。地域住民が困っているということで安く済む方法を検討したり市民活動ファンも活用した。そういういろんな努力をしながらやってきた。これまでの取り組みを踏まえて、いろんな町内会にお手伝いに行っているがそのようなことをわかってくれる町内会が非常に多くなってきた。手術費補助金が非常に効いたと思う。

委員

町内会長の考えは様々だと思う。動物病院で手術費用がどれくらいかかるかもわからなくても手術を進めることができる町内会もあれば、できない町内会も様々あると思う。町内会長としては補助金があっても手術費用もわからなければなかなか説明しづらい。

委員

基本的には先ほどあったとおり動物病院は自由診療である。正直なところ、野良猫の不妊手術ということでボランティア的に少しサービスして1万7千円～8千円で手術する先生から5万円する先生まで幅がある。ただ、それは同じやり方で同じ金額を取っているわけではない。安い先生は麻酔注射1本で酸素もかがせないで獣医師一人でやっているとか術後のケアをやらないなど色々差っ引いてその金額である。一方で人間並み、もしくは人間以上の麻酔管理をして手術を実施して、手術後は入院もさせてとなるとそれぐらいの金額になるというように幅があるので選んでもらうしかない。もちろん動物病院の手術費用の一覧を作成することはできないことなので個別にあたってもらうしかない。ボランティアさんは横の関係で手術費用などの情報はたくさん持っているので相談しながら進めてもらえればと思う。

委員

私の町内会には獣医師の方もいるので相談してみたいと思う。

会長

手術費用についてこれとこれですぐと決められるものでもない。猫の大きさによっても麻酔薬の量も変わってくる。一概にいくらだということは言えない。先生によって使う薬品や方法も変わってくるので手術費用がいくらということは絶対に言えないことである。各動物病院に聞いてもらうしかない。

委員

私の町内会には飼い主のいない猫にエサやりしている人がいたのでチラシを配ったところ少し効果がみられた。そういうこともあるので色々と相談しながら進めたいと思う。

委員

この辺りにも猫がたくさんいる。以前、子猫を2匹保護したことがあった。

委員

この辺では、朝になるとどこからか猫が現れてごみを漁ることがある。

会長

そのように町内会として動いてくれればと思う。町内会としてお金を出すか出さないかは次の問題であって、猫問題については取っ掛かりとして地域で取り組んでもらえるとありがたい。個人では対応がなかなか難しいと思う。猫がどれくらいいてどこでエサをもらっているかなど地域で話してもらい、それをセンターに伝えてもらって対応策を一緒に検討してもらえればと思う。町内会でお金を出すかは次の段階で検討してもらえればと思う。

委員

現段階で保護猫についてマイクロチップの装着は義務化されていないが、義務化しないとTNR活動をやってもどこからかオス猫とメス猫が集まってきてしまえば、繁殖力が強いので増えてしまう。TNR活動は世界的には認められなくなってきており、日本の有識者たちは偏った情報だけで議論している。オーストラリアやアメリカでは禁止したり条件を限定して実施している。日本はTNRとさえいえば全部手術できるような感じになっている。猫も情報交換しているようで1匹にエサを与えると集まってきて増えてしまう。独自にでもよいので、野良猫であってもマイクロチップを装着するよう法律に先駆けて行ってもらえればと思う。狂犬病予防接種率についても山形県がずっと1位だったので、山形県の人には真面目に取り組んでいると思う。マイクロチップを入れるように行政から伝えてもらえればと思う。TNRの場合、誰かが代表になって登録することになると思うが地域猫用にマイクロチップを活用できれば良いと思う。ペットショップにいる犬がみんな殺されていると情報を流す人もいる。実際にはそんなことはなく子猫が圧倒的に死んでいるが、日本のペット事情が遅れているような書き方がされている。どのくらい優しい国なのかを犬や猫の情報を通して全面

に出していかないといつまで経っても遅れていると言われてしまう。マイクロチップの活用については皆さんで努力できるのではないかと思ったところである。

事務局

世界的な動向については把握できていないところもあるので勉強させていただきたいと思う。

会長

マイクロチップの考え方として飼い主を特定するものになる。そのため、TNRされた猫について飼い主を特定することになるが、現時点で私の考えには馴染まない。ただ、センターやボランティアとしてできることとしては収容された犬猫について新しい飼い主に譲渡する場合には必ずマイクロチップを装着して飼ってもらうということである。しかし、マイクロチップは無料ではないのでどこまで行政としてできるかもあるができるところはやっていくべきだと思う。

委員

現段階では飼い主がマイクロチップを入れるということは決まっていることなのでそこだけでも徹底すればよいと思う。それすらやらない飼い主さんのところに猫が譲渡になってもよいことになるわけがないので、そこをしっかりとやってもらえれば変わってくると思う。

事務局

今のところセンターではマイクロチップの装着は行っていないが、今後はマイクロチップを装着した上で譲渡することも考えていかななくてはならないと思っている。

会長

予算的な問題や労力的な問題もあるがそこについてはぜひ進めてもらいたい。

獣医師会ではマイクロチップの普及啓発事業を行っている。令和4年度は250頭分の事業を実施したが、予算の関係上、10月・11月で終了となった。令和5年度については300頭分に増やした。この事業を活用してもらえば飼い主は無料でマイクロチップを装着することができる。装着は無料だが登録手数料は別途かかる。この事業は獣医師会と動物病院で協力して実施しており、令和5年度は300頭分に増やしたが人気があれば10月頃にはなくなってしまうかもしれない。指定している動物病院ではマイクロチップの登録手数料、オンラインの場合は300円、紙の場合は1000円で登録することができる。合わせて、センターから譲渡する犬猫についてはどれくらいの予算や労力がかかるかわからないがマイクロチップを装着してもらえればと思う。

確認だが、猫の不妊去勢手術費補助金について、令和2年度は予算の範囲内で行ったが、現在はガバメントクラウドファンディングで寄附を集めて、集まった寄附

はすべて補助金に使うとのことだが予算の上限はあるのか。

事務局

猫の不妊去勢手術費補助金の予算については当初予算として予算を確保した上で事業を実施している。この事業については当初予算が足りなくなった場合には12月補正などで補正予算を組みながら年度を通した事業として取り組んでいるところである。

会長

説明の中で今年度は昨年度よりも申請が増える見込みとのことであったが、どのように事業を進めてきたのか。

事務局

今年度については当初予算として200万円を確保していたところである。ただ、申請数が多く当初予算では足りなくなったので12月補正で92万円を要求し補正予算がついた。補正予算などを活用して年度を通して事業を実施していくこととしている。

会長

令和4年度は年度末まで事業を活用できるのか。

事務局

現時点でまだ補正予算が残っているので基本的には年度を通して事業が実施できると考えている。

6 その他

- (1) 山形市内における鳥インフルエンザについて
- (2) 山形市動物愛護推進協議会委員の改選について

7 閉会